

第2章 施設の設置に関する計画等

1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者：世田谷区

代表者：世田谷区長 保坂展人

住 所：東京都世田谷区大蔵一丁目1番12号 （以下「対象事業地」という。）

2 施設の設置場所

世田谷区資源循環センター （以下「対象施設」という。）

施設の位置図を図2-1に示す。

3 施設の種類

一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）

4 廃棄物の種類

ガラスびん

5 稼働日時

〔変更前〕 月曜日～土曜日（祝日含む） 9時～17時（内、5時間稼働）

〔変更後〕 月曜日～日曜日（祝日含む） 8時～23時

（内、最大12時間稼働とし、休憩等機械停止3時間を含む。）

※原則、稼働は月曜日から土曜日（祝日含む）とする。

6 施設の処理能力

〔変更前〕 30.1 t/日

〔変更後〕 72.2 t/日

7 施設の処理方式

二軸回転式破碎機

自動色選別機

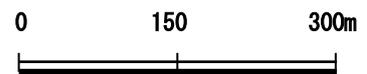
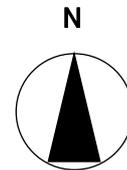
8 施設の構造及び設備

施設配置図を図2-2に、施設立面図を図2-3に示す。



【凡例】

- : 対象事業地
- : 世田谷清掃工場



「地理院地図（電子国土 Web）」より作成

図 2-1 施設の位置図

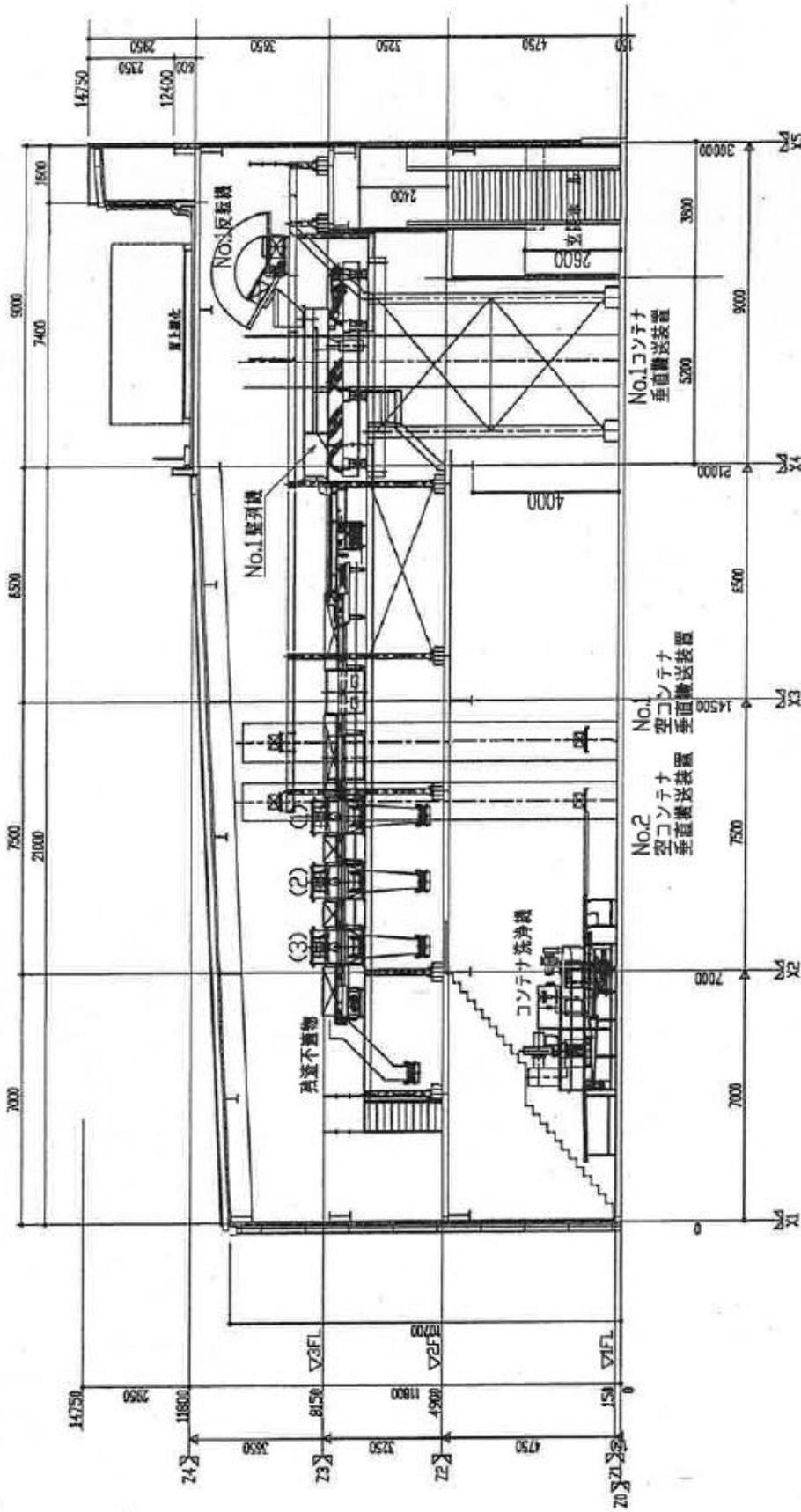


図 2-3(1) 施設立面図

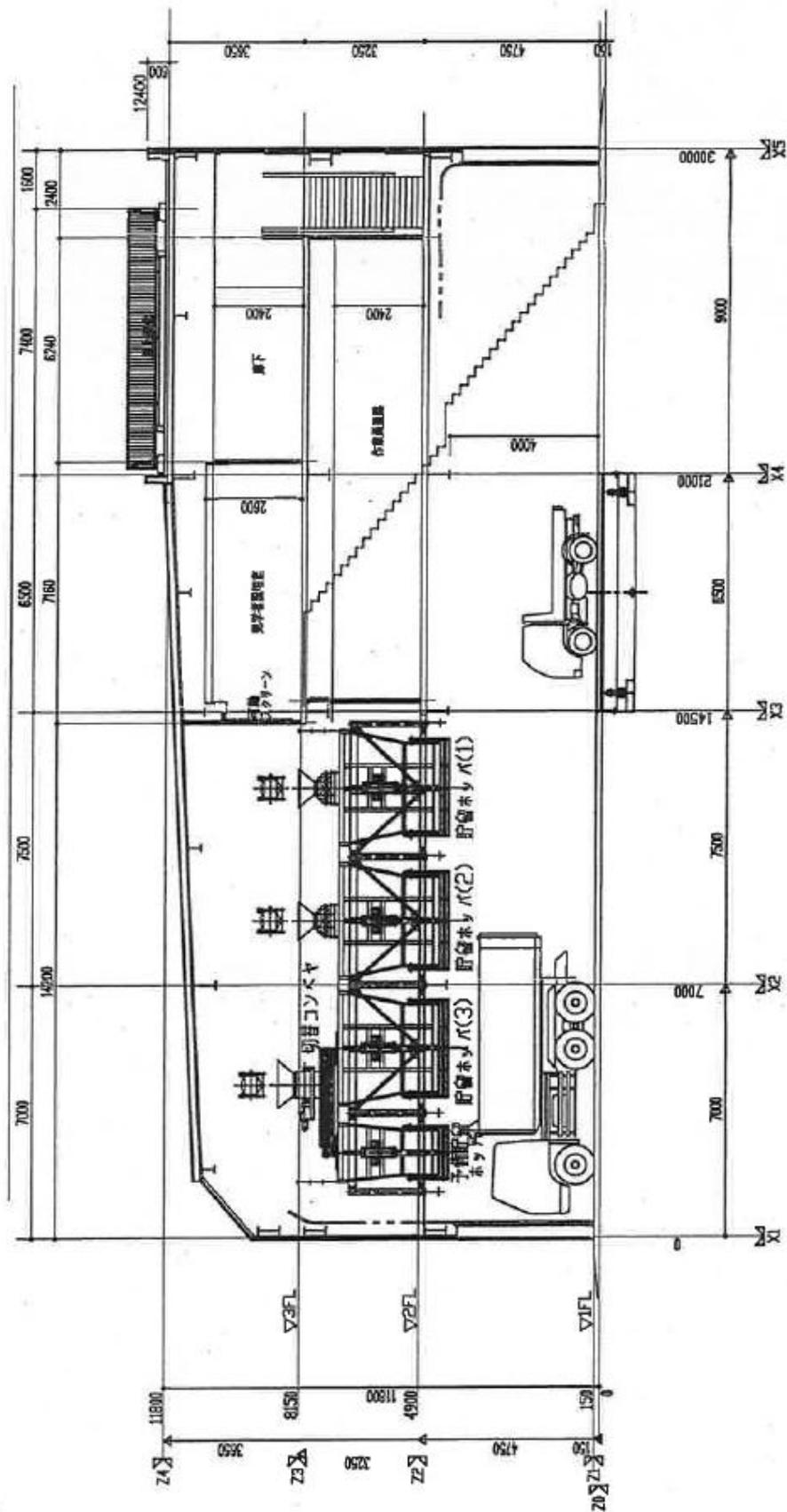


図 2-3(2) 施設立面図

9 車両計画

対象施設における搬入・搬出に係る運搬車両を表 2-1 に示す。

稼働時間延長等の変更後の想定年間平均回収・処理における計画車両台数は、1 日あたりの搬入車両約 80 台（片道）、搬出車両約 10 台／日（片道）とする計画である。

なお、本調査においては、想定年間最大回収・処理量における計画車両台数である、1 日あたりの搬入車両約 130 台／日（片道）、搬出車両約 10 台／日（片道）の最大約 140 台／日（片道）にて生活環境への影響を予測した。

車両の走行ルートについて変更はなく、入車は西方面から大蔵通り及び美術館通りを經由して対象事業地に至る経路とし、出車は対象事業地から美術館通りを經由して西方面へ向かう経路、または同じく美術館通りを東方面へ向かい環状 8 号線・用賀七条通りに至る経路とする。

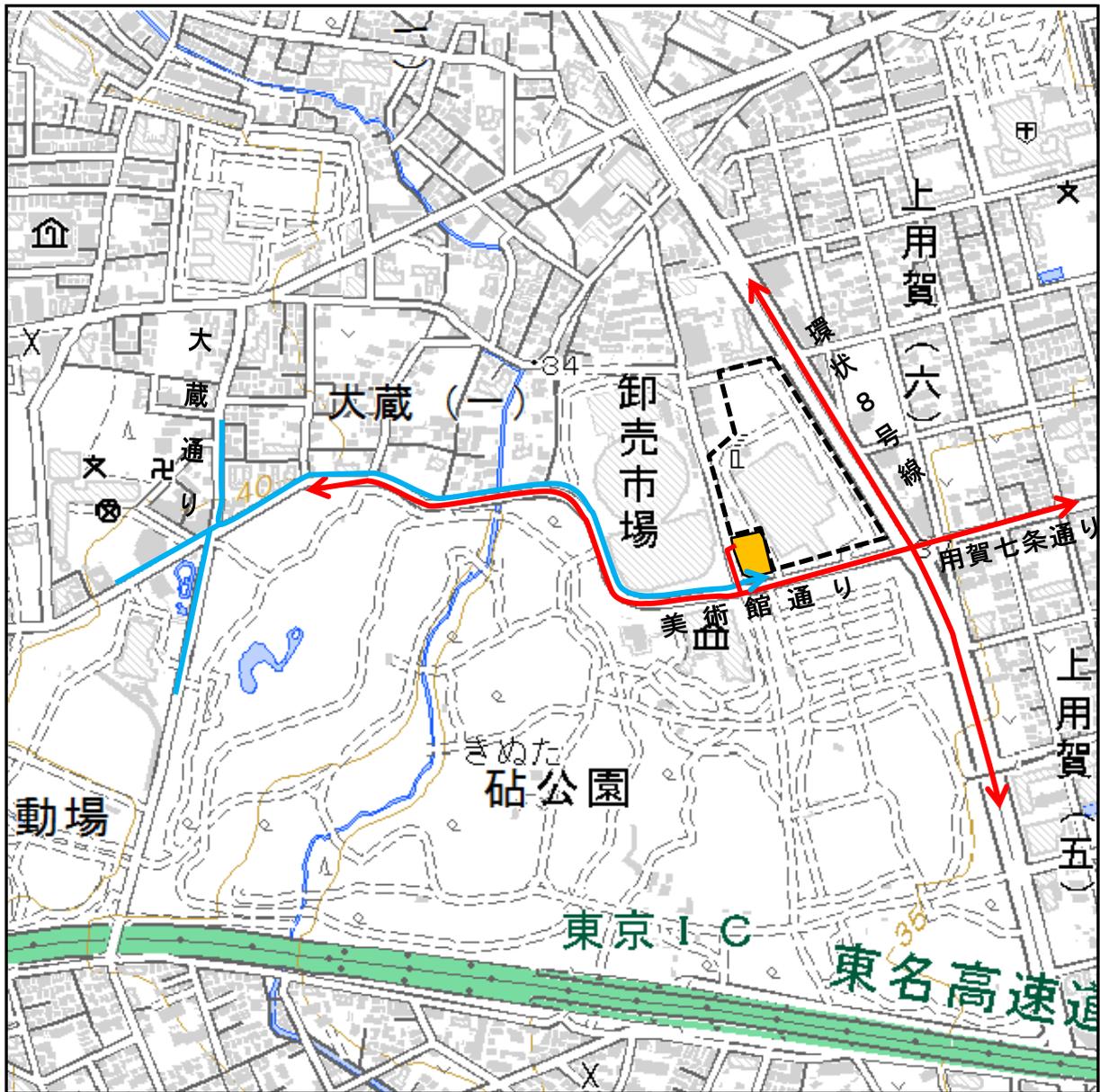
走行ルートを図 2-4 に示す。

表 2-1 搬入・搬出車両の概要

区分		対象施設建設時の計画		変更後	
		台数（片道）	搬入・搬出時間帯	台数（片道）	搬入・搬出時間帯
搬入	軽トラック	約 7 台/日	9 : 30～15 : 00	約 80 台/日 ^{注1}	8 : 00～19 : 00
	2 t トラック	約 42 台/日			
搬出	10 t トラック	約 2 台/日	9 : 00 頃及び 15 : 00 頃	約 10 台/日 ^{注2}	8 : 00～19 : 00

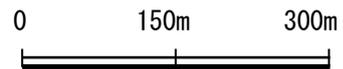
注 1) 車両台数は想定年間平均回収・処理量における計画車両台数である。なお、生活環境への影響予測は想定年間最大回収・処理量における計画車両台数にて予測している。

注 2) トラックの積載量は、搬出会社や搬出タイミングにより変動あり。



【凡例】

- : 対象事業地
- : 世田谷清掃工場
- : 入車ルート
- : 出車ルート



「地理院地図（電子国土 Web）」より作成

図 2-4 車両走行ルート

10 公害防止対策

対象施設において現在取り組み、かつ今後も継続して取り組む公害防止対策は、以下のとおりである。

10.1 大気汚染対策

- ・ 設備は原則として建物内に配置し、破碎・選別など、全ての処理工程を建屋内で行い、粉じんの飛散を抑制する。
- ・ 粉じんが発生する箇所には、集じん機（バグフィルタ）や防じんカバーを設置する。また、機器の接続部を密閉構造とし、粉じんの飛散を防止する。
- ・ 設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。
- ・ 場内は適宜清掃する。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行にあたっては、法定速度や積載量など、法令を遵守するよう指導する。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行にあたっては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避、アイドリングストップを励行する。
- ・ 廃棄物運搬車両は、排出ガス規制適合車を使用するよう指導する。
- ・ 廃棄物運搬車両が集中しないよう、搬出入時間の分散化に努める。
- ・ 周辺住民に負担の少ない収集運搬ルートを検討し、使用する。

10.2 騒音・振動対策

- ・ 設備は原則として建物内に配置し、破碎・選別など、全ての処理工程を建屋内で行い、屋外への騒音の伝搬を抑制する。
- ・ 騒音が発生する設備については、必要に応じて防音対策を施すとともに、外部への影響ができるだけ少なくなるよう配置を検討する。
- ・ 建物内壁（壁・天井等）に吸音材を取り付け、騒音の伝搬を抑制する。
- ・ 異常な騒音・振動を防止するため、設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行にあたっては、法定速度や積載量など、法令を遵守するよう指導する。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行にあたっては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避、アイドリングストップを励行する。
- ・ 廃棄物運搬車両が集中しないよう、搬出入時間の分散化に努める。
- ・ 周辺住民に負担の少ない収集運搬ルートを検討し、使用する。

10.3 悪臭対策

- ・ 設備は原則として建物内に配置し、破碎・選別など、全ての処理工程を建屋内で行い、屋外への悪臭の漏洩を抑制する。
- ・ 場内は適宜清掃する。
- ・ 廃棄物は速やかに処理し、保管に伴う悪臭の発生を防止する。

10.4 水質汚濁対策

- ・ 下水排水基準に適合させたくえで、公共下水道に放流する。